

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年 11月2日(火)午前9時30分から午前10時29分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	5番 小澤 さよみ
	4番 原 美子
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第4号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第5号 農地利用配分計画(案)について

- 報告事項 (1)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出
(2)農地法第18条第6項の規定による届出について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

先日は、えごまの脱穀ということで大変お疲れ様でした。ありがとうございました。また引き続き、水洗い作業等があるわけでありますけれども、推進委員長から後で案内があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、開会を新村職務代理よろしくお願ひいたします。

(開会)

<新村職務代理>

皆さん、おはようございます。急に寒くなって参りましたが、何かとお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。秋の穫り入れは、そばもほぼ刈り取りが終了しまして、後はりんごの收穫等があるわけでありますけれども、今年もりんごの方が春の霜で花付きが悪かったり、また8月の大雨によりまして、いくらか腐った様なりんごが多いということを聞いたりしております。また、これからえごまの仕事もありますけれども、皆で頑張って農業委員会を続けていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。今日は、大変どうもご苦勞様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

6番の一ノ瀬委員さんと7番の中村委員さん、よろしくお願ひいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

神奈川県海老名市国分北^{こくぶきた}…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字鞍掛…番、地目は畑、面積346㎡を、

愛知県安城市桜井町城阿原^{あんじょう さくらいちょうしろあわら}…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

こちらは、8月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のBさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は3アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件について、ご報告いたします。この件は、8月の総会で諮りました件でございますが、7月27日に私と福島会長、それから事務局の小松さんとこちらの方を確認しております。その時の課題、不明な点等が2点ありましたので、そのことについてもご報告いたします。1点目について、道路からの進入路については、Cの方で公的な道路であったということで、確認をしております。また、この畑の中にプレハブ及び樹木がありますが、プレハブはそのまま農機具の関係で使用すること、それから樹木は伐採、抜根するということで確認がとれております。よろしくご審議ください。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～4番朗読】

<山田事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。地図は2ページを、配置図は3ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの A さんが所有いたします、
大字伊那富字大原…番…、地目は畑、面積456㎡を、
神奈川県川崎市高津区新作^{しんさく}…丁目…番…号にお住まいの B さんが無償で借り受け、住宅を新築するための申請であります。

借受人の B さんは貸付人の A さんと義理の親子であり、現在は県外の借家にて生活をしていますが、高齢となった義父の世話や将来を考え、義父所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は特定土地改良施工区域内で10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地であります。申請地が事業を行うのに最適であり、位置的代替性がなく、また集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。

こちらは農振農用地でしたが令和3年10月19日に農振除外の公告が済んでおり、また西部辰野土地改良区からの同意書も添付されておりました。この件につきましては福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件について、説明をさせていただきます。10月14日に私と福島会長とで現地を確認しております。今、事務局から説明がありました様に、B さんは義理の息子さんということで、今回は住宅地ということで、地図にもありますが、現在の畑を一部分筆して宅地にするという形になります。境界等については、明確になっております。周辺に住宅地があり、上下水道あり、また付随する道路は3m以上幅があり、西北は住宅地として現在なっております。南側は譲渡人の A さんが継続して畑を耕作するという事です。よって、周辺の農業への影響はないと判断できます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの C さんが所有いたします、

大字伊那富字下原…番…、地目は田、面積636㎡を、

大字伊那富…番地…号にお住まいの D さん、E さんが共同で借り受け、住宅を新築するための申請であります。

借受人の D・E さんは現在町内のアパートにお住まいですが、手狭になったため、祖父である C さんの農地を借り受け、住宅を新築したい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

10月18日に私と小澤委員、それから業者の方と確認しております。この周りはだいたい宅地になっている所でございます、境界等もしっかりしており、下水道もあつたり、それから町道に面しておりますので、宅地としては問題ない場所と思っております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの F さんが所有いたします、

大字伊那富字家東…番…、地目は田、面積416㎡を、

大字伊那富…番地に所在します G が取得し、駐車場を新設するための申請でございます。

譲渡人の F さんは高齢のため、農地の有効活用を考えておられました。譲受人である G の墓苑には駐車場がなく、車でお墓参りに来られる檀家が多くなり、大変不便であり、墓苑に隣接する申請地を取得し、墓参りの檀家用の15台分の駐車場としたい計画であります。

申請地は H 駅から概ね300m以内の農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。また、こちらは農振農用地でしたが令和3年10月19日に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件について、ご報告いたします。こちらは以前、譲渡の関係でお話があった時に、農振の除外ができていないということで、再度今回提出になりました。こちらは、G のお墓の霊園の駐車場という目的で今回譲渡がされております。こちらについては、令和3年1月の時に、私、福島会長、それから行政書士の I さんと立ち会っております。事務局から説明がありました通りでありますので、

大きなことはないと思いますが、譲渡の経過の理由としまして、譲渡人が高齢となり耕作ができないということと、たまたまそこがお墓の隣接地ということで、今回の件が発生いたしました。土地の状況ですが、北西部はいずれも墓地に囲まれ、また東側は河川、南側は6mの県道 J 線ということで囲まれております。境界については、明確になっております。また、そういう様な状況の土地ですので、他の農地へ影響を与えることは考えられません。以上、よろしくご審議ください。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいの K さんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は田、面積591㎡を、

諏訪市大字四賀…番地…に所在する L が取得し、役員用の社宅とするための申請であります。

譲渡人の K さんは高齢のため、耕作することができず、原野状態の農地の有効利用を考えておられました。

譲受人の L の本社は諏訪市に所在していますが、辰野事業所や申請者の住宅も申請地近くにあり、利便性のよい申請地を取得し、社宅としたい計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

11月13日に M 司法書士、古村推進委員と私の3人で立ち会いを行いました。所有者の K さんは高齢で耕作ができないということで、休耕地にしていまして、もう本当に背丈以上の雑草が生えていました。そんな荒地となっていた所を N さんが自社の役員用社宅の敷地として購入するということです。前面道路に公共下水道が通っておりまして、境界ははっきりしておりました。道路幅は3m以上あります。建物は2階建てで、東側の水田の境界より距離をとって建築するので、日照・通風による悪影響は及ぼさないということでしたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙

手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農地転用許可後の事業計画変更申請について】

今回、農地転用許可後の事業計画変更申請が提出されておりますのでご審議をお願いいたします。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

農地転用許可後の事業計画変更申請は、過去に転用許可が出されたものの、何らかの理由で事業がなされず、新たな承継者が事業をされる際に変更申請と通常の転用申請をしていただくこととなりますが、今回は当初の事業者が事業内容のみ変更するというものですので、計画変更申請のみの審議をしていただくこととなります。

計画者は、大字伊那富…番地に所在します、〇です。

当初、福利厚生の一環としてテニスコートを新設するため、平成3年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、町営のテニスコートが新設されたため、自社の施設が不要となり、計画を断念しておりました。会社との距離も近く、通勤にも最適地であることから、今回は事業内容を変更し、社員対象に4区画の宅地分譲地としたい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<小澤委員>

10月13日に私、野澤洋光推進委員と〇の関係者と立ち会いをしまして、この土地を見に行きまして、もう20年位前に購入し、バブル時期だったのではないかなと思いますが、テニスコートを作り、社員もしくは地域の方々にということで作りましたけれど、先ほどの説明の通り町の方でテニスコートを作ったので必要性がなくなったという形で、今に至ってそのまま放置された状態で、草刈りなんかで周りの住民の方に迷惑をかけないように一応手は入れてきたんですけれども、このままにしておいてももったいないということで、今回福利厚生の一環として社員の方々に宅地分譲という形で作っていただいて、買いたいという方に購入していただく形で、この土地を有効利用したいというふうに申し出があり、変更という形で見てきました。周りにはもうほとんど住宅地です。その頃は田んぼの方が多かったのではないかというふうにも見受けられますけれど、下水道等についてはもう全体的に住宅地になっていて完備はできていますので、条件的には良い所ではないかと思ってお話をしました。よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<野澤典生推進委員>

すみません、ちょっと教えてもらいたいんですが、今回のこの件は既に5条で出ているわけですよね。こういう場合は、計画変更と同じような形を出すのか、これを見ると平成3年に許可が出ているので相当古いですよ。それも農地法で出さないといけないんですか。

<事務局 小松>

そうです。

<野澤典生推進委員>

分かりました。

<福島会長>

そのほか、ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計10件、16筆、面積は18,892㎡、詳細は議案書の9ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計6件、7筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書12ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と6筆、計6,416㎡について15年2ヶ月の賃借権を、1筆、計1,168㎡について5年2ヶ月の賃借権を設定するものです。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第4号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく12ページをご覧ください。

Pへ6筆 計6,416㎡について15年2ヶ月の賃借権を、Qへ1筆、計1,168㎡について5年2ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とP、Qの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べる事ができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1)農地法第4条の農地を農業用施設に供することの届出について1件の届出がありました。詳細は議案書の13ページ、地図は12ページをご覧ください。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。
- (2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計3件、議案書の13ページの通りであります。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農業者年金加入推進ニュース No.7の配布について(事務局 小松)
→配布資料に基づき説明。

○長野県選出(5区)国会議員との農政懇談会への課題提出について(事務局 小松)
→本日の総会開催通知と併せて資料をお送りし、ご意見等を考えてきていただく依頼をしていたが委員から意見等なし。事務局案として、課題を「違反転用の是正について」として、内容は農地パトロール等で発見された違反転用については、口頭または文書で所有者に是正の依頼をしていますが、すぐに対応できないが検討する、何年も同じ状況(違反転用)であったがこれまで何も言われたことはなかった、そんなに責めないで欲しい、寿命が縮む等と言われ、理解が得られないことが多く、事務局担当者等の心理的負担も大きく感じます。また、是正計画書や違反転用事案報告書等所定の様式を使用するには事務量が非常に膨大で利用しにくい状況です。違反転用の是正については、市町村と事務局が連携して現地確認を行い、裁判所等から是正・勧告処分等がなされる仕組みを作っていたいただきたいという意見を提案。
→委員から異議なし。町の意見として提出する予定。

○令和3年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について
→委員から意見等なし。今年度は候補者の推薦なしとする。

○町への意見書の提出に係るアンケート集計結果について
→配布資料をご確認いただき、ご意見等があれば事務局に連絡をいただきたい。12月総会前までに、実際に町長へ提出する「意見書」の形で資料として委員の皆様へ配布し、事前にご確認いただいた上で、12月総会時に最終確認をさせていただく予定。

○農地相談活動等の情報共有について(赤羽事務局長)
→事務局から1件。資料に基づき説明。

<野澤典生推進委員>

これに関連して、宅地を農地に変えた場合はまた農振農用地に入るんですか。一度除外したから畑にしても農振ではないということになるんですか。

<事務局 小松>

農振農用地に戻すことはしないと思います。

<野澤典生推進委員>

はい、良いです。ちょっと雑談でした。

<宇治推進委員>

関連でよろしいですか。太陽光の転用をしたもので、農地から雑種地に地目変更したけれど、計画地が地元の反対でできなくなってしまったと。その場合は、そのまま残るんですか、それとも農地に戻せるんですか。

<事務局 小松>

事業が行われなかった場合で、耕作する方が見つかった場合は3条の申請と計画変更で農地に戻ることができるが、所有権の移転が行われていると農地には戻せないと思います。

<宇治推進委員>

分かりました。また、個別に相談したいと思います。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について ※古村推進委員長より

→10月27日に脱穀作業を行い、収穫量は39kg。今年も実が小さく、完全に実が入っておらず唐箕にかけた時に飛んでしまったものも結構あった。次は、水洗い作業となる。今年は、えごま作る会が町の補助金を利用して購入する水洗機を使って行う予定。かなり効率良く水洗いができると思う。水洗機は韓国製で462,000円(半額を町で補助してもらおう)。詳細は資料の通り。水洗い作業は11月10日10時から古村推進委員自宅付近で実施する予定。都合のつく方は、出席をお願いしたい。この時に、水洗機のお披露目も兼ねてたつの新聞さんに取材してもらって記事にさせていただく予定で、知っていただいで使っていただけるとありがたいと思っている。水洗い後、水分率が10%位になるまで乾燥させ、選別・搾油に出していく。

<宇治推進委員>

水洗機は会の所有物ということで良いですか。

<古村推進委員>

会の所有物である。会員は8名程いる。

<宇治推進委員>

負担金は個人ではなく、会でしっかり出し合っ出て納帳も作りながら管理していかないと、管理の問題、貸し出しの問題、維持管理の問題が色々あと出てくると思うが、古村さん大丈夫ですか。

<古村推進委員>

それは、私が責任をもってやるので大丈夫です。

<宇治推進委員>

はい。

<古村推進委員>

私ができなくなったら、また後継者を見つけてやっていただくということで、そういう形になると思います。よろしいでしょうか(→意見等なし)。以上です。

<根橋推進委員>

関連だけれど、乾燥はまた大庭でやりますか。

<古村推進委員>

脱水も行うため、今年は家のハウスの中でやろうかと思っています。また移動したりするのも大変だと思いますので。

<根橋推進委員>

もし大庭を使うなら、下の所は水はけが良くないので、上の大きなハウスを借りた方が良いかなと思います。

<古村推進委員>

ハウス内で、はしごを横に置いて、その上に網を置いて、その横へ寒冷紗を置いて、そこで乾燥すれば管理もしやすいので、そうしようと思っています。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:12月1日(水) 午前9時30分から 役場第7・8会議室

→後日、日時変更:12月6日(月)午後4時00分

○8月の豪雨災害について(赤羽事務局長)

町として義援金の窓口を設置したわけでごさすけれども、直接皆さんには関係ないわけですが、鋸南町農業委員会からということで義援金をいただいております。私の方から向こうの事務局を通じて、会長さんにもお礼の連絡をさせていただいておりますので、そういうことがあったということだ

けご承知おきをいただければと思います。

○辰野町農業委員会改選について

今の農業委員会の皆さんの任期がここで終わるという中で、また新たな委員を選出しなければならないということで、来月半ばの区長会で各区に対して相談をもちかけるということをご承知いただきたいと思います。

(閉会)

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印